

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市自転車駐車場	評価主体	市民生活部 交通政策課 (令和元年度より環境部 環境政策課)
指定管理者	ミディ総合管理株式会社	公募	指定の期間 平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	街の美観を維持し、自転車等利用者の駐車の手便を図るため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告(年1回) 管理月報(月1回)	利用者の満足度調査等	意見箱の設置(平成30年度1件)
-------------	------------------------	------------	------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	51,700,000	60,422,300	651,620	361		
平成29年度	52,158,400	63,069,730	681,706	361	-	-
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	自転車駐車場業務実施要領どおり適切に使用承認がなされており、公平な処理に努めている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	業務仕様書及び事業計画のとおり実施されている。また、個人情報等は、適切に管理されている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	関係法令等を遵守している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として経理の執行が適正に行われたか。	駐車場の受付業務の機械化やプリペイドカードを導入し適正化を図っている。また、各自転車駐車場にFAXを活用し、日々の業務報告、使用料の集金状況を報告しており、適正かつ迅速化を図っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	有資格者による適切かつ確実な点検業務及び日常のチェックリストに基づく巡回点検により小規模な施設修繕は市に報告し、指定管理者の設備部門により早急に対応し大規模な不具合や故障の未然防止に努めている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	管理人は自転車駐車場運営に重要な有資格者を優先して置いている。危機管理マニュアル等を作成し非常時の対応にも備えている。また、損害賠償保険にも加入している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	管理業務仕様書に基づき、事業計画どおり実施されている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	一時利用の機械化や電子マネー決済の導入及びLED照明の導入やAEDの設置等サービス向上を図った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	共通利用できるプリペイドカードや電子マネー設備及び定期利用予約のネット利用の導入等、利用者への利用促進やサービス向上に努めている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	概ね計画どおり経費削減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	役員一部(第二事業部駐車場グループ)→総括指導員→現場責任者(班長)→管理人の順で指揮系統は的確である。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	近隣他府県及び県内他市において多数の自転車駐車場の運営に携わっており、そこで培われたノウハウが本市の自転車駐車場の管理運営にも効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	財務状況は健全である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	指定管理者は随時巡回を行うほか、場内美化、接遇向上に務め、利用者が安全安心に利用できる環境を提供した。またトラブル発生時の報告体制も確立し、迅速な対応を行った。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

同一の指定管理者が一括して管理運営する公の施設の名称及び評価指標の実績一覧表

番号	施設名	(使用料/利用料金)収入(円)など		施設稼働率(%) など		利用者満足度(%) など	
		平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度
1	奈良市中筋自転車駐車場	16,630,980	17,160,240	—	—	—	—
2	奈良市高の原第一自転車駐車場	3,472,160	4,264,660	—	—	—	—
3	奈良市高の原第二自転車駐車場	18,532,320	19,621,280	—	—	—	—
4	奈良市高の原第三自転車駐車場	15,736,640	15,584,000	—	—	—	—
5	奈良市高の原第四自転車駐車場	6,050,200	6,439,550	—	—	—	—
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

※上記評価指標は、記載例です。不要項目は削除して提出してください。

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市西部会館駐車場	評価主体	市民生活部西部出張所総務課
指定管理者	奈良市市街地開発株式会社 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和3年3月31日まで (3年間)
設置目的	交通渋滞の要因となる路上駐車解消によって道路交通の円滑化を図るとともに、市民の利便に供するため設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(月1回) 日常の業務報告(月報・日報)の確認 	利用者の満足度調査等
-------------	--	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	27,333,000	5,787,200	48,594	365	-	-
平成29年度	27,333,000	5,683,800	53,184	365	-	-
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市営駐車場条例及び施行規則に基づき、公正・公平かつ適正な運営を図った。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	事業活動の透明性を確保するために情報公開要綱を策定し、情報公開の請求があれば速やかに公開できるように関係資料等を作成、保管している。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の出資法人会社として、一般民間組織以上に法令を遵守するため、職員に必要な教育が行われている。また、徹底を図るために必要なチェック体制の充実に努めている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	経理の実施について、商法・会社法に基づき、適正に処理している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	機能保持、安全確保及び効率的な管理の観点から、その特性を十分に把握した上で必要な保守点検を行い、備品等については、備品台帳等を備え、無駄のない維持管理を行った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	迅速な避難誘導・安全対策がとれるように各種マニュアルを作成し、職員の指導・訓練に努めるとともに、施設管理者として保険に加入し、必要な対応を行った。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業実施計画どおりに事業が適正に実施され、概ね計画どおりの成果をあげている。	B
	自主事業実施計画			
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	苦情・トラブルについて、すぐに対応可能なことは迅速に対応し、判断を要することは市に速やかに報告し、対応を協議している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	設備等が耐用年数を経過し、維持管理に対する労力が増える中、創意工夫により保守点検の合理化や光熱水費の節減等の管理の見直しを常に行うことで、これまでと同等の経費で運営を行っている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。 業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	労働三法を遵守しながら柔軟かつ効率的な職員配置、勤務体制を実施した。 避難訓練及び常駐警備研修・施設設備研修等を積極的に受講するとともに、公安委員会が定める現任教育を半期に一度受講することで、知識及び能力を向上させた。	A
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	類似施設の管理経験、実績を生かした、より効率的かつ効果的な施設管理を実施した。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に健全に事業を継続できる財政状況か。団体の財政状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	長期にわたる安定的な経営状態である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	類似施設の管理経験を生かし経費の節減に積極的に取り組み、創意工夫による質の高い管理運営を行っており、概ね事業計画の水準であり、内容によってはそれ以上の水準で管理運営を行っているかと判断できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	特になし。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	特になし。
-------------------	-------

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市月ヶ瀬梅の資料館	評価主体	市民部 月ヶ瀬行政センター 地域振興課
指定管理者	公益財団法人月ヶ瀬梅溪保勝会 (非公募)	指定の期間	平成27年4月 1日から 令和 2年3月31日まで (5年間)
設置目的	月ヶ瀬梅林に係る梅の資料を有効活用し、本市の観光事業及び観光産業の振興を図るとともに、地域振興の拠点として観光客及び市民の利便に共ずるため、月ヶ瀬梅の資料館を設置する		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認 ・実地調査(年1回) 	利用者の満足度調査等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート ・意見箱の設置 ・利用者との意見交換会
-------------	--	------------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	9,300,000	-	16,526	318	-	-
平成29年度	9,300,000	-	18,050	315	-	-
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項	平成19年度より指定管理者制度導入					

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。正等な理由なく一部の市民を優遇していないか。	入館は無料で、誰でも気軽に利用できる。観梅期間中は多くの観光客や市民が利用し、きめ細かい案内業務を行なった。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、個人情報以外は、要求があればすぐに公開できるよう準備を行なった。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適切な経理の執行が適切に行なわれたか。	公益法人月ヶ瀬梅溪保勝会として、会計監査を実施することにより、適正な会計処理を行なった。少ない経費で大きな効果が生まれるような予算執行に努めた。現金の取り扱いにも十分注意し、盗難などのトラブルが起らないように努めた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	設備・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	火気の使用には十分注意し、退館時の確実な施錠により、盗難、火災等の防止に努めた。開館時間中も巡回するなど日々注意を行なった。トラブル発生時の対応として、職員間での連絡体制を確立した。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保守・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	退館時には、責任者のチェックなど確実な施錠による盗難等の防止や火の元の確認により火災の防止に努めた。夜間や休館日等の対応として、警備会社へ委託し非常事態発生に備えた。緊急時には、即時対応することができるよう日頃から各関連機関との連絡を密にすると共に、職員間の連絡体制を整備している。職員に対する危機管理意識の高揚を図った。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬観光の中心となるべく施設であるということを考えながら、施設の安全性に留意することはもちろんのこと、月ヶ瀬を再訪問したくなるような事業を実施した。月ヶ瀬の情報発信源として、月ヶ瀬だけでなく奈良市内一円の最新情報の提供にも心がけた。また、墨書や墨絵など梅や梅溪に関わる資料の展示、紹介を行なった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬梅溪梅まつりでは、館内において写真コンクールを実施するなど、梅まつりに積極的に関わった。また、梅まつり実施期間中は、休館日を臨時閉館するなど観光客や市民に対してサービスの向上を図った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	月ヶ瀬のマップやチラシ等だけでなく、近隣地域のチラシ等を取り揃え情報発信した。また、資料の充実を図りリピーターの増加に努めた。月ヶ瀬梅の資料館のホームページを作成管理し、利用の促進につながるPRを行なった。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できている。運営上必要最小限の範囲に収めるなど、経費削減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	月ヶ瀬の歴史や観光案内に精通し接客にも慣れており、責任感のある職員を配置している。地元在住者を基本に配置し、館長、事務職員、作業職員による管理体制をとった。梅まつりなどの繁忙期には、臨時職員を雇用するなどサービスの低下につながらないよう注意した。各施設の管理をスムーズに行えるよう、施設について熟知することはもちろん、観光案内に対する知識の向上に努めた。随時知識の共有の場を設け、職員間での観光情報の提供交換等を行うことにより正しい理解と認識を深めた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されたか。	観光案内施設として、月ヶ瀬に関する知識や地元としての意見等が十分に反映されていたといえる。職員も地元の住民として月ヶ瀬に精通しており、業務に適している。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	月ヶ瀬にはなくてはならない団体として認知されている。会費等による自主財源もあり、指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	月ヶ瀬梅溪梅まつりははじめとして、月ヶ瀬観光協会、自治連合会、各自治会、各種団体との連携を密にして相互理解を深めた。また、地域に密着し、地域と一体となった施設として管理することによって月ヶ瀬観光の一翼を担った。各事業にも、地域一体となって取組んだ。	B

5. 総合評価

総合評価	奈良市月ヶ瀬梅の資料館の管理に当たっての基本方針や事業計画、協定書などに基づき適正かつ効果的に行なわれた。観光産業の振興と地域振興の拠点であり、前年度と比較して利用者数は増加したが、観梅期間だけでなく四季を通じての年間観光情報、梅やお茶など月ヶ瀬地域の農産物と加工品等月ヶ瀬ブランドの発信基地としての活用がより一層求められている。
指定管理者に対する指示・指導事項	情報発信等PRの充実強化と共に、地域内外の団体等と連携を図りより一層の取り組みにより、年間を通じて多くの方が来館頂けるよう指導を行った。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	・情報発信等PRの充実強化と共に、地域内外の団体等と連携を図りより一層の取組みにより、年間を通じて多くの方が来館頂けるよう取り組みを図るよう指導を行い、地域内の団体等と連携を図り、ホームページの充実に取組んだ。
-------------------	---

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設	評価主体	市民部 月ヶ瀬行政センター 地域振興課
指定管理者	奈良市月ヶ瀬ふるさと振興会 (公募)	指定の期間	平成27年4月1日から 令和2年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の資源を有効活用し、特産品としての農畜産物等の加工を行なうことにより、地域住民の就労機会の確保及び所得の向上を図るため、農畜産物処理加工施設を設置する		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報・日報)の確認 実地調査(年1回) 	利用者の満足度調査等	<ul style="list-style-type: none"> 利用者アンケート 意見箱の設置 利用者との意見交換会
-------------	---	------------	--

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	-	806,656	761	230	-	-
平成29年度	-	610,465	918	208	-	-
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項	平成19年度より指定管理者制度導入					

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。正等な理由なく一部の市民を優遇していないか。	施設の利用については、奈良市農畜産物処理加工センター条例により、地域住民の利用に対して公平な運営を行い、誰もが気持ちよく利用できるよう管理を行った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	情報公開を推進するため、指定管理者が行なう施設の管理業務に関する情報を市民が容易かつ的確に得られるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手續に関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適切な経理の執行が適切に行なわれたか。	奈良市月ヶ瀬ふるさと振興会設置規定により、適正に執行した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	設備・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	施設の機能と環境を良好に維持するため、日常的に点検し、施設等の保全に努めると共に、理事、職員による草刈りや清掃作業等の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保守・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	開館・閉館時には、巡回による点検を行い、特殊設備については、専門業者により定期点検及び保守点検を行なった。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の管理運営を行うと共に、農産加工グループを中心に地域住民の利用促進に努め、地域特産品の生産振興を図った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新規特産品(梅シロップ・梅ジャム・梅チョコ等)の開発や加工を行い、農産物付加価値と特産品PRを行なった。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	地域で一人でも多く利用していただくよう機械の使用方法等の指導に努めた。また、原材料・資材等の購入についても、農家との購入窓口になり、安心安全性に努めた。	B
事業計画書の 内容が公の施設の 経費の縮減が図 られるものである こと	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	指定管理料は発生していないが、施設の効果を損なわず、施設を管理運営できている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	労働基準法を厳守し、効果的に職員の配置と勤務体制に努めた。施設の管理運営や問題点を理事・職員間で研修を実施すると共に、校区の人権学習にも参加した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされたか。	月ヶ瀬地区における他の文化施設の運営や利用状況等を分析し、事業展開に努めた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	幅広い年齢層の利用者があり、リピーターの定着も図られており、指定期間内に安定的に事業継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に 公の施設の設置 の目的を達成す ることのできる 団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自治会や地域の農業生産者と協働で展示や観光PRに努め、自治会駐車場の開放と観光案内に心がけた。	B

5. 総合評価

総合評価	農産物加工グループを中心に地域住民等の利用促進に努め、地域特産品の開発に努力していることは評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	今後も、新規特産品の開発と各種PRやイベント等へ参画により販路拡大に努めるとともに、地域住民の活動の場として更なる利用促進に努めるよう指導を行った。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	新規特産品の開発と各種PRやイベント等へ参画により販路拡大に努めると共に、地域住民の活動の場として利用促進に努めてくれた。
-------------------	---

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	農林漁業体験実習館(ロマンビア月ヶ瀬)	評価主体	市民部 月ヶ瀬行政センター 地域振興課
指定管理者	ロマンビア月ヶ瀬管理運営組合 (公募)	指定の期間	平成27年4月 1日から 令和 2年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の特産物である茶その他の農林水産物の販売及び加工体験をすることにより、農業及び農村に対する理解を深めるとともに、地域の活性化及び交流人口の拡大に資するため農林漁業体験学習館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認 ・実地調査(年1回)	利用者の満足度調査等	利用後に意見・要望等を聞き取り調査
-------------	--	------------	-------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	-	1,466,550	9,689	164	-	-
平成29年度	-	1,220,285	10,347	178	-	-
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項	平成18年度より指定管理者制度導入					

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。正等な理由なく一部の市民を優遇していないか。	混雑する観梅期間は、市民が平等に安心して利用できるように、休憩所や交流施設として開放した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	情報公開を推進するため、指定管理者が行なう施設の管理業務に関する情報を市民が容易かつ的確に得られるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適切に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適切な経理の執行が適切に行なわれたか。	経理は適正に執行した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	設備・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	施設の機能と環境を良好に維持するため、日常的に点検し、施設等の保全に努めると共に、職員による草刈りや清掃作業等の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保守・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	開館・閉館時には、巡回による点検を行い、特殊設備については、専門業者により定期点検及び保守点検の委託を行なった。軽微な点検や修繕は、職員が行なった。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬地域の特産物や加工品等を展示、販売するとともに、体験実習館としての施設本来の体験、イベントの開催や地域文化を通して都市住民との交流を図った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	観梅期間は、月ヶ瀬地域特産物PRと観光案内を行なった。また、施設利用者以外の観光客にも駐車場の開放を行なった。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	観光ツアーやイベントの受け入りをはじめとする各種PRに努め、利用促進を図った。梅まつりの観梅期間中は、一人でも多く利用していただくよう、休憩の場として開放し、おいしいお茶を無料にて提供した。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	指定管理料は発生していないが、施設の効果を損なわず、施設を管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	管理運営業務を行なうために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を厳守し、効果的に職員の配置と勤務体制に努めた。勤務体制は、館長1名を配置し、利用者に支障のないようにした。施設の管理運営に必要な知識と技術の習得のため職員研修を実施し、利用者が快適に利用できるように資質の向上に努めた。また、校区の人権学習にも参加した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされたか。	月ヶ瀬地区における他の文化施設の運営や利用状況等を分析し、事業展開に努めた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	広い年齢層の利用者があり、リピーターの定着も図られており、指定期間内に安定的に事業継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自治会や地域の農業生産者と協働で展示や観光PRに努め、駐車場の開放と観光案内に心がけた。	B
	経費縮減に対する方策	創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	体験学習やイベント等には、地域の農業者や自治会からボランティアとして協力いただき、人件費の削減に努めた。	A

5. 総合評価

総合評価	月ヶ瀬地域の特産物や加工品等を展示、販売すると共に、ツアーの受け入り等体験学習館としての施設本来の体験や地域文化を通じて都市住民との交流を図り、維持管理に努めたことが評価できる。また、RVパーク利用者の受け入れ等、より安全、安心、快適なま旅を提供したことは評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	施設利用者を増加させるため、奈良晒・体験学習・RVパーク等積極的に活動の工夫を図る必要がある。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	観光シーズン(観梅期)以外の施設利用者の拡大を図るため、奈良晒・体験学習・RVパーク等積極的な広報活動の工夫と充実を図る必要がある。また、月ヶ瀬の一部地域のものでしてではなく、他団体や他施設との連携を強化し、地域ぐるみでの取り組みとしていく必要がある。RVパーク利用者の受け入れ等、より安全、安心、快適なま旅を提供したことや、地域活性化推進事業の誘客部会の取組として、ロマンピア月ヶ瀬施設を主体に取組んで、利用者増を図った。
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	梅の里ふれあい館	評価主体	市民部 月ヶ瀬行政センター 地域振興課
指定管理者	尾山自治会 (公募)	指定の期間	平成27年4月 1日から 令和 2年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の資源を有効活用し、地域の特産物及び文化の紹介等を行なうことにより、地域の農業及び観光の振興を図るため、伝統的の家屋交流施設を設置する		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報・日報)の確認 実地調査(年1回) 	利用者の満足度調査等	<ul style="list-style-type: none"> 利用者アンケート 意見箱の設置 利用者との意見交換会
-------------	---	------------	--

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	-	60,000	1,071	38	-	-
平成29年度	-	120,000	1,703	36	-	-
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項	平成19年度より指定管理者制度導入					

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。正等な理由なく一部の市民を優遇していないか。	混雑する観梅期間は、市民が平等に安心して利用できるように、休憩所や交流施設として開放した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	情報公開を推進するため、指定管理者が行なう施設の管理業務に関する情報を市民が容易かつ的確に得られるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手續に関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適切な経理の執行が適切に行なわれたか。	経理は適正に執行した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	設備・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	施設の機能と環境を良好に維持するため、日常的に点検し、施設等の保全に努めると共に、職員による草刈りや清掃作業等の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保守・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	開館・閉館時には、巡回による点検を行なった。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自然豊かな月ヶ瀬とのふれあいをテーマに郷土資料室には奈良晒織機、烏梅の製造工程パネル、尾山万歳の衣装などを常設展示すると共に、地元の梅を使った特産品、お土産の販売をした。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	観梅期間中は、月ヶ瀬地域特産物PRと観光案内や梅写真展などの催しを企画した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	梅まつりの観梅期間中は、一人でも多く利用していただくよう、休憩の場として開放し、おいしいお茶を無料にて提供した。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	指定管理料は発生していないが、施設の効果を損なわず、施設を管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	管理運営業務を行なうために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を厳守し、効果的に職員の配置と勤務体制に努めた。勤務体制は、館長1名を配置し、利用者へ支障のないようにした。施設の管理運営に必要な知識と技術の習得のため職員研修を実施し、利用者が快適に利用できるように資質の向上に努めた。また、校区の人権学習にも参加した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされたか。	月ヶ瀬地区における他の文化施設の運営や利用状況等を分析し、事業展開に努めた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	観梅期間中には普段より多くの来館者があり、「梅の月ヶ瀬」として定着化されており、指定期間内に安定的に事業継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	月ヶ瀬梅渓を中心とした観光や農業振興の拠点として、郷土資料室には奈良晒織機、烏梅の製造工程パネル、尾山万歳の衣装などを常設展示や地元の梅を使った特産品、お土産の販売と共に、観光案内についても努力し維持管理に努めたことは評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	地域の観光振興に努め、オフシーズン(観梅期間外)も観光施設や交流施設として利用促進を図るよう指導を行った。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	・オフシーズン(観梅期間外)の利用促進を図る。 地元グループの利用は見られたが、施設の利用促進につながるような広報活動等についてはあまりなされていなかった。
-------------------	---

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	梅の郷月ヶ瀬温泉	評価主体	市民部 月ヶ瀬行政センター 地域振興課
指定管理者	株式会社 月ヶ瀬振興協会 (公募)	指定の期間	平成26年2月 1日から 平成31年3月31日まで (5年2ヶ月)
設置目的	市民の健康増進及び観光の振興を図るため、温泉施設を設置する		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報・日報)の確認 実地調査(年1回) 	利用者の満足度調査等	<ul style="list-style-type: none"> 利用者アンケート 意見箱の設置 利用者との意見交換会
-------------	---	------------	--

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	-	42,978,000	80,939	340	-	-
平成29年度	-	42,517,000	82,539	340	-	-
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項	平成20年度より指定管理者制度導入					

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。正等な理由なく一部の市民を優遇していないか。	施設の利用については、奈良市温泉条例により、市民の利用に対して公平な運営を行い、誰もが気持ちよく利用できるような管理を行った。観梅期間中は多くの観光客や市民が利用し、きめ細かい案内業務を行なった。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、個人情報以外は、要求があればすぐに公開できるよう準備を行なった。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手續に関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適切な経理の執行が適切に行なわれたか。	公認会計士との顧問契約を締結し適正な処理を行なった。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	設備・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	業務仕様書に基づき、利用者の安心・安全・快適をモットーに従前の体制を確保しながら、サービスの低下を招かぬよう、自社からの提案などによる効果的な管理に努めた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保守・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	安全で衛生的な施設の管理のため、環境衛生関係・施設管理関係・その他食品衛生法及び同法の関連法規、諸基準を厳守し、より積極的な衛生管理を行い、特にレジオネラ症の予防については恒常的かつ細心の注意を怠らないよう必要な措置を取るよう努めた。非常時の対策については、市や関係機関への連絡又は、応援を求めると、必要な措置を講じた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬観光の拠点となるべき施設であるということを考えながら、施設の利用促進、利用者増への取組みと併せ、温泉の効果をHP等で積極的にPRを行なった。フードゾーンにおける料理については、地産地消を基本とした郷土料理と健康をテーマに提供した。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	観梅期間中(2月及び3月)は、休場日を臨時開場し、利用促進及びサービスの向上を図った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	梅の郷月ヶ瀬温泉のホームページを作成し管理し、利用の促進につながるPRを行なった。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	指定管理料は発生していないが、施設の効果を損なわず、施設を管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	面接審査により接客に優れており、責任感のある職員を配置している。地元在住者を基本に配置し、総支配人、支配人、業務担当職員、臨時職員による管理体制をとった。梅まつり期間、連休などの繁忙期には、職員を増員し、サービスの低下につながらないように注意した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされたか。	以前の管理運営経験者もスタッフとして積極的に雇用し、ノウハウについても熟知しており施設管理に効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	顧問となる公認会計士に適時チェックと評価を依頼すると共に、温泉の運営の専門家の意見をj得て、経営体制を整えた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	梅の郷月ヶ瀬温泉を軸にした長期・短期、奈良市内と連携したタイプ別複数観光ルートプランの作成とPRにむけ計画に取組中である。地域内の各種団体との連携を密にして相互理解を深めた。また、地域に密着し、地域と一体となった施設として管理することによって月ヶ瀬観光の拠点としての役割を担った。	A

5. 総合評価

総合評価	梅の郷月ヶ瀬温泉の管理に当たっての基本方針や事業計画、協定書などにに基づき適正かつ効果的に行なわれた。地域の観光拠点の施設として、HP等を通じて温泉の効能、食堂における地産地消を基本とした郷土料理等健康を提供し、観梅期間中(2月及び3月)は、休場日を臨時開場、隣接温泉やキャンプ場との連携等施設の利用促進、利用者増への取組みを積極的に行なった。
指定管理者に対する指示・指導事項	年間を通じて多くの方が来場頂けるよう情報発信等PRの充実強化と共に、地域の団体等と連携を図り中心的立場で地域活性化を図るよう指導を行った。来場者が快適に施設利用ができるように施設管理を充分行うことと、設備の非常事態にも対応できるように従業員教育と、施設間連携が出来るように指導を行った。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	年間を通じて多くの方が来場頂けるよう情報発信等PRの充実強化・ホームページの積極的な更新等利用者増への取組を積極的に行なった。
-------------------	---

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	湖畔の里つきがせ	評価主体	市民部 月ヶ瀬行政センター 地域振興課
指定管理者	湖畔の里つきがせ組合 (非公募)	指定の期間	平成29年4月1日から 令和2年3月31日まで (3年間)
設置目的	地域で生産される茶その他の農林水産物を販売するとともに、地域の食材を利用した郷土料理等を提供することにより、地域の活性化、農家所得の向上等を図るため、農林水産物直売・食材供給施設を設置する		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報・日報)の確認 実地調査(年1回) 	利用者の満足度調査等	<ul style="list-style-type: none"> 利用者アンケート 意見箱の設置 利用者との意見交換会
-------------	---	------------	--

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	-	0	31,071	315	-	-
平成29年度	-	0	29,718	317	-	-
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項	平成29年度より指定管理者制度導入					

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。正等な理由なく一部の市民を優遇していないか。	混雑する観梅期間は、市民が平等に安心して利用できるように、休憩所や交流施設として開放した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	情報公開を推進するため、指定管理者が行なう施設の管理業務に関する情報を市民が容易かつ的確に得られるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適切な経理の執行が適切に行なわれたか。	経理は複式簿記を導入し、月ヶ瀬商工会に委託し、適正に執行した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	設備・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	施設の機能と環境を良好に維持するため、日常的に点検し、施設等の保全に努めると共に、職員による草刈りや清掃作業等の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保守・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	開館・閉館時には、巡回による点検を行い、特殊設備については、専門業者により定期点検及び保守点検の委託を行なった。軽微な点検や修繕は、職員が行なった。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬観光の拠点となるべき施設であるということを考えながら、施設の利用促進、利用者増への取組みと併せ、HP等で積極的にPRを行なった。フードゾーンにおける料理については、地産地消を基本とした郷土料理と健康をテーマに提供した。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	観梅期間中(2月及び3月)は、休場日を臨時開場し、利用促進及びサービスの向上を図った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	湖畔の里つきがせのホームページを作成し管理し、利用の促進につながるPRを行なった。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	指定管理料は発生していないが、施設の効果を損なわず、施設を管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	労働基準法を厳守し、効果的に職員の配置と勤務体制に努めた。施設の管理運営や問題点を理事・職員間で研修を実施すると共に、校区の人権学習にも参加した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされたか。	月ヶ瀬地区における他の文化施設の運営や利用状況等を分析し、事業展開に努めた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	幅広い年齢層の利用者があり、またリピーターの定着も図られており、指定期間内に安定的に事業継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	月ヶ瀬梅溪梅まつりをはじめとして、月ヶ瀬観光協会、自治連合会、各自治会、各種団体との連携を密にして相互理解を深めた。また、地域に密着し、地域と一体となった施設として管理することによって月ヶ瀬観光の一翼を担った。各事業にも、地域一体となって取組んだ。	B

5. 総合評価

総合評価	湖畔の里つきがせの管理にあたっての基本方針や事業計画、協定書などに基づき適正かつ効果的に行なわれた。また、月ヶ瀬地域の特産物や加工品等を展示、販売すると共に、食堂における地産地消を基本とした郷土料理等健康を提供し、観梅期間中(2月及び3月)は、休場日を臨時開場し、利用者増への取組みを積極的に行なった。
指定管理者に対する指示・指導事項	地域の観光振興に努め、オフシーズン(観梅期間外)も観光施設や交流施設として利用促進を図るよう指導を行った。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	年間を通じて多くの方が来場頂けるよう情報発信等PRの充実強化、ホームページの積極的な更新等利用者増への取組みを積極的に行なった。
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	月ヶ瀬温泉ふれあい市場	評価主体	市民部 月ヶ瀬行政センター 地域振興課
指定管理者	月ヶ瀬温泉ふれあい市場管理組合 (非公募)	指定の期間	平成29年4月1日から 平成31年3月31日まで (2年間)
設置目的	地域の農林産物、加工品、工芸品等の販売及び情報の発信を行なうことにより、当該地域の活性化、住民の所得及び就労意欲の向上並びに消費者との交流を図るため、特産品等直売施設を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報・日報)の確認 実地調査(年1回) 	利用者の満足度調査等	<ul style="list-style-type: none"> 利用者アンケート 意見箱の設置 利用者との意見交換会
-------------	---	------------	--

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	-	0	81,985	343	-	-
平成29年度	-	0	85,908	340	-	-
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項	平成29年度より指定管理者制度導入					

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。正等な理由なく一部の市民を優遇していないか。	混雑する観梅期間は、市民が平等に安心して利用できるように、休憩所や交流施設として開放した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	情報公開を推進するため、指定管理者が行なう施設の管理業務に関する情報を市民が容易かつ的確に得られるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適切な経理の執行が適切に行なわれたか。	経理は複式簿記を導入し、適正に執行した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	設備・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	施設の機能と環境を良好に維持するため、日常的に点検し、施設等の保全に努めると共に、職員による草刈りや清掃作業等の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保守・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	開館・閉館時には、巡回による点検を行い、特殊設備については、専門業者により定期点検及び保守点検の委託を行なった。軽微な点検や修繕は、職員が行なった。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬温泉ふれあい市場の管理運営を行うと共に、月ヶ瀬地域の特産物や加工品等を販売すると共に、イベントの開催や地域文化を通して都市住民との交流を図った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	観梅期間中(2月及び3月)は、休場日を臨時開場し、利用促進及びサービスの向上を図った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	梅の郷月ヶ瀬温泉ふれあい市場のホームページを作成し管理し、利用の促進につながるPRを行なった。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	指定管理料は発生していないが、施設の効果を損なわず、施設を管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	管理運営業務を行なうために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を厳守し、効果的に職員の配置と勤務体制に努めた。勤務体制は、店長1名を配置し、利用者に支障のないようにした。施設の管理運営に必要な知識と技術の習得のため職員研修を実施し、利用者が快適に購入できるように資質の向上に努めた。また、校区の人権学習にも参加した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされたか。	月ヶ瀬地区における他の文化施設の運営や利用状況等を分析し、事業展開に努めた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	広い年齢層の利用者があり、リピーターの定着も図られており、指定期間内に安定的に事業継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	月ヶ瀬梅溪梅まつりをはじめとして、月ヶ瀬観光協会、自治連合会、各自治会、各種団体との連携を密にして相互理解を深めた。また、地域に密着し、地域と一体となった施設として管理することによって月ヶ瀬観光の一翼を担った。各事業にも、地域一体となって取組んだ。	B

5. 総合評価

総合評価	月ヶ瀬温泉ふれあい市場の管理に当たっての基本方針や事業計画、協定書などに基づき適正かつ効果的に行なわれた。また、梅やお茶など月ヶ瀬地域の農産物と加工品等の販売等利用促進への取組みを積極的に行なった。
指定管理者に対する指示・指導事項	年間を通じて多くの方が来場頂けるよう、来場者が快適に施設利用ができるように施設管理を充分行うよう指導を行った。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	年間を通じて多くの方が来場頂けるよう情報発信等PRの充実強化、ホームページの積極的な更新等利用者増への取組みを積極的に行なった。
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市都祁農畜産物処理加工施設 奈良市都祁農林水産物処理加工施設	評価主体	市民部 都祁行政センター 地域振興課
指定管理者	地域活性局共同体 (公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の資源を有効活用し、特産品としての農畜産物等の加工を行うことにより、地域住民の就労機会の確保及び所得の向上を図ることを目的として運営する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常業務報告(月報)の確認	利用者の満足度調査等
-------------	----------------------------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	—	0	—	339	—	—
平成29年度	—	0	—	341	—	—
変動の大きい指標の変動理由	利用料金収入及び利用者数について、本施設では加工受託としての収入であり、利用者が直接、施設及び設備を使用するものではないため、利用料金収入としては「0」、利用者数も対象なしとなっている。 (本施設の指定管理料は0円であり、自主事業による売上収入及び加工受託収入等によって、管理運営を行っている。)					
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	施設の利用について、奈良市農産物処理加工センター条例に基づき、利用者に対して公平な運営・管理が行われた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理業務に関する情報は、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、必要に応じて提供できる体制を整えられた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市個人情報保護条例等、関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	税理士事務所と月次監査、決算事務指導及び事務指導、並びに税務申告等の業務委託契約により、正確かつ適正な経理が行われた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常的に点検を行うことで、施設の利用環境を良好に維持し、施設や設備等の保全を図られた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	開館・閉館時には、巡回による点検を行い、設備については、専門業者による定期点検及び保守点検を行った。また、軽微なものについては、職員によって対応された。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	ゆずカステラ、桜カステラの新商品試作・改良を行い、市場の需要を研究しながら、商品開発が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地域農産物を活用した特産品の研究及び商品開発に取り組まれた。また、施設の閑散期を利用して、つげの畑高原屋での試飲会などを行うなど商品のPRに努められた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	各種イベントへの参加や施設のPRに努めることで、利用促進が図られた。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額			
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	管理運営の組織・指揮系統体制を整え、総合的な管理責任者と加工業務責任者はもとより、食品衛生管理者や栄養士を配置、安全・安心な維持管理に努められた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績、ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	地場農産物や特産品の新たな加工品の工夫や開発を、他の類似施設と意見交換をしながら事業展開が行われた。	B
	財務状況の健全性	指定期間内に安定的に事業を継続できる財務状況であるか。	指定管理者にとって、当施設は針TRS情報館との相乗効果により事業を展開しており、独立性も保たれている。財務状況に問題はない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、適切・効率的な運営及び事業が実施できた。
指定管理者に対する指示・指導事項	より付加価値の高い商品の開発、販路の拡大に努めてください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	継続して時節に応じた地域の農産物を積極的に仕入れ、加工した地場産品を地域外へ発信する取組に努めてください。 →道の駅針TRS情報館において試飲会を行うなど、地場産品を発信する取り組みに努められた。
-------------------	---

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市都祁交流センター	評価主体	市民部 都祁行政センター 地域振興課
指定管理者	一般財団法人 奈良市総合財団 (公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の文化の振興と福祉の増進を図るとともに、地域間交流を促進することを目的として運営する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報)の確認	利用者の満足度調査等	・利用者アンケート(会場・スタッフの印象)
-------------	-----------------------------------	------------	-----------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	29,922,595	1,165,500	16,520	268	14.7(ホール)	—
平成29年度	31,342,197	1,112,300	16,057	269	14.4(ホール)	よかった37.5%・今後も望む 43.7%・内容次第12.5%・無回 答6.3%
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項	利用者満足度：H29年度は映画会におけるアンケート、H30年度は満足度を図るアンケート項目がなかった。					

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として收受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	当施設に係る条例・施行規則に基づき誠実に対応された。また、市・財団のホームページによる周知を行い、利用者の平等性を徹底された。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則や奈良市総合財団の情報公開要綱に基づき適正に対応された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市個人情報保護条例等、関係法令の規定に基づき、公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、そのための具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市総合財団内でも会計監査を実施することにより、適正な会計処理が行われた。また少ない予算で大きな効果が得られる予算執行に努められた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	耐用年数を大幅に超えている施設設備の現状を踏まえ、適切な保守点検業務委託を維持しつつ、管理費を可能な限り縮減するよう努められた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保全・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	緊急対応マニュアルを策定し、非常時に備えている。また自衛消防組織を編成し、普通救命講習を受講するなど、緊急時の初動体制の確立に努められた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの成果があったか。	計画どおり実施され、地域間・世代間交流が図られた。施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考えた施設の維持管理業務が効率的・効果的に行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの成果があったか。	限られた予算の中で、創意工夫をしながら実施され、関係機関と連携を取りながら、地域間・世代間交流を推進することができた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	市・財団のホームページを利用した広報活動に努められた。また、周辺公共施設や学校関係にもチラシ等を配布するなど広報活動を実施された。	B
事業計画書の 内容が公の施設の 経費の縮減が図 られるものである こと	指定管理料の提案額	経費の縮減が図られているか。	全般の業務内容を見直し、新電力の導入等により、光熱水費・燃料費・委託費・人件費等の削減に努められた。	A
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有してい ること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満ちし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	事務長以下、施設管理や事業に精通した職員を配置し、支障なく業務を遂行された。また県文協の研修や資格講習会へも積極的に参加し、職員の資質向上にも努められた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	市内の財団統廃合によるスケールメリットを活かし、文化・スポーツ施設が連携できる環境整備に努められた。	B
	財務状況の健全性	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績、ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	予算管理の徹底により、健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。	B
その他効果的に 公の施設の設置 の目的を達成する ことのできる団体 であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当施設は住民の文化振興と福祉の増進、地域間・世代間交流の促進を図ることを目的に設置されたものであり、地域における特有の文化芸術の発掘と人づくり、地域づくりの拠点となるよう取り組まれた。	B
	文化振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、文化振興についてコンセンサスがあるか。	当施設の設置目的と奈良市が進める文化振興計画に沿った運営をめざし、その地域に合った密着型の事業展開が文化振興につながると考えられている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	指定管理者としての自覚を持ち、常に利用者の目線で日々の管理運営を行い、地域間・世代間交流を意識し、気軽に立ち寄ることのできる環境づくりに努められた。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	基本協定、年度協定書に基づいた管理運営が行われた。また、施設と所管課が近距離に位置するため、こまめに報告、連絡、相談を行うことで、両者の連携を円滑に行うことができた。	B

5. 総合評価

総合評価	施設管理者として、適切・効率的な管理及び事業が実施できた。 管理者・所管課が連携して、施設の老朽化が進んでいる中、利用者へのサービスを低下することなく施設の管理運営を進めていきたい。
指定管理者に対する指示・指導事項	引き続き、市民・地域の各種団体との連携を深めた事業の実施を推進してください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	引き続き、施設の安全面に配慮しながら、適正で効率的な管理運営に努めてください。 また、より一層市民・地域の各種団体との協力体制を密にし、地域に根付いた事業の実施・拡大をさらに検討してください。 →平成30年度は、総務省の宝くじ広報支援事業補助金を活用したコンサートを実施し、上質な音楽鑑賞の機会を提供された。
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市都祁体育館	評価主体	市民部 都祁行政センター 地域振興課
指定管理者	一般財団法人 奈良市総合財団 (公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資することを目的として運営する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報)の確認	利用者の満足度調査等	・利用者アンケート(平成29・30年度は未実施)
-------------	-----------------------------------	------------	--------------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	5,374,319	538,365	8,542	295	35	-
平成29年度	2,800,000	685,865	10,059	299	49.4	-
変動の大きい指標の変動理由	使用料収入及び利用者数について、地元企業スポーツチームの利用が減少し、市外からのバレーボール・剣道等の団体利用が増加している。					
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	当施設に係る条例及び施行規則に基づき、利用者が公平に使用できる環境を整えられた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則や奈良市総合財団の情報公開要綱に基づき、適正に対応された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市個人情報保護条例等、関係法令の規定に基づき、公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	奈良市総合財団内でも会計監査を実施することにより、適正な会計処理が行われた。また少ない予算で大きな効果が得られる予算執行に努められた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等の維持、保全業務について迅速かつ適切な対応を心がけていた。業務管理計画に基づき、効率的・効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保全・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	緊急対応マニュアルを策定し、非常時に備えている。また自衛消防組織を編成し、普通救命講習を受講するなど、緊急時の初動体制の確立に努められた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主的な事業の実施には至らなかったが、各種団体への協賛を行うことで施設の有効活用が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業として、ヨガ体験の事業を実施した。	C
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	財団内のスポーツ振興事業グループと連携をしながら利用促進を図り、また、奈良県電子自治体共同運営システムの施設予約サービスを導入して、市内・市外を問わず利用者の増加につながった。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	経費の削減が図られているか。	新電力の導入や、節電・節水を徹底的に行われた。また、パート職員の勤務時間等の見直しも実施され、委託費の削減、緑地清掃も指定管理者で対応された。	A
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	開館時間中は職員が常駐し、施設予約システムの導入により、受付体制の充実を図られた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績、ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	市内の財団統廃合によるスケールメリットを活かし、文化・スポーツ施設が連携できる環境づくりに努められた。	B
	財務状況の健全性	指定期間内に安定的に事業を継続できる財務状況であるか。	当初の事業計画、予算等に基づき、財団の公益法人会計基準に沿った予算執行を実施した。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	指定管理者としての自覚を持ちながら日々の管理運営に努めた。地域間・世代間交流を意識しながら、気軽に利用できる環境づくりに努めた。	B
	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてコンセンサスがあるか。	当施設の設置目的と奈良市が進めるスポーツ振興計画に沿った運営をめざし、その地域に合った密着型の事業展開がスポーツ振興につながると考えられている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	基本協定、年度協定書に基づいた管理運営が行われた。また、施設と所管課が近距離に位置するため、こまめに報告、連絡、相談を行うことで、円滑な連携を行うことができた。	B
	環境に対する配慮	環境に対する団体の社会責任について認識があり、そのために具体的・効果的な方策があるか。環境負担の軽減に対する取り組みはあるか。	利用者への協力要請を行うなど、節電・節水に努められた。	A

5. 総合評価

総合評価	施設管理者として、適切・効率的な管理ができており、利用者も増加していることは評価できる。管理者・所管課が連携して、施設の老朽化が進んでいる中、サービスを低下することなく施設の管理運営を進めていきたい。
指定管理者に対する指示・指導事項	施設予約サービスを活用し、地域内外に向けた施設のPRを行い、稼働率の向上に努めてください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	引き続き、施設の安全面に配慮しつつ、適正かつ効率的な管理運営に努めてください。また、更なる稼働率の向上に向けて、自主事業の実施についても、自主財源で行える方法や時期を工夫して取り組んでください。 → 施設予約サービスの導入により、利用手続き等の利便性向上を図られた。 ・ ヨガ体験事業を2回実施された。
-------------------	---

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市ボランティアセンター	評価主体	市民活動部 協働推進課 ※令和元年度は市民部地域づくり推進課が所管
指定管理者	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の地域福祉活動への積極的な参加促進を図るとともに、さまざまな分野で広がりみせるボランティア活動を支援する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 利用状況報告の確認(月1回) 相談件数報告の確認(月1回) 経理状況の確認(月1回) ボランティア代表者会議への出席(月1回) 	利用者の満足度調査等	不定期で利用者満足度アンケート調査を実施
-------------	---	------------	----------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率※3 (%)	利用者満足度 (%)
平成30年度	14,000,000	-	22,068	292	別紙記載	91
平成29年度	13,920,000	-	19,893	293	別紙記載	86
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項	利用者満足度は、各事業ごとに実施したアンケートの満足度データ平均値から算出している。					

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	ボランティアセンター利用登録制度と、1ヶ月前からの利用予約受付を実施するほか、利用者に対して時間の遵守を呼びかけるなど平等な利用が確保された。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理者がHPを作成し、登録団体の情報、ボランティアの募集情報、イベント情報、助成金などの情報を随時発信していた。また、「ボラセンだより」(月1回)や、市のボランティアインフォメーションセンターとともに「ボランティア活動先一覧」(年2回)を発行するなど、最新の情報を発信していた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令順守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	ボランティア登録用紙については、団体情報のHPへの掲載の追記が確認され、厳密に取り扱われていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	経理の執行は適正に行なわれていた。市担当課が月一度現金の取り扱いに係る確認を行った。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準のとおり行われたか。	奈良市ボランティアセンターの管理に関する基本協定書及び年度協定書に基づき、施設の維持管理は、専門性を有する業者に委託するほか、職員が日常的に点検を行ない、異常がある場合は速やかに市に報告した。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保全・警備その他の施設の安全対策、事後・火災等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準のとおり行われたか。	毎年1回、登録団体と共に「奈良市ボランティアセンター消火・通報・避難訓練」を実施し、非常時に迅速に対応できるよう備えられた。また、「災害ボランティアセンター」としての機能の整備が進められ、災害時に必要な支援や調整を迅速に行えるような体制を確立した。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	窓口での相談や貸館業務、講座などの事業を実施し、ボランティア団体への支援を幅広く実施した。	A
	自主事業実施計画	自主実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	介護施設からの相談が増加したことに伴い、昨年度に引き続き施設向けボランティアコーディネーター研修を開催し、ボランティアと受入れ施設との良好な関係作りに取り組んだ。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用促進、サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	各事業ごとに利用者アンケートを実施するなどして、利用者の意見をきき、サービスの向上に努めていた。	A
事業計画書の 内容が公の施設の 経費の縮減が図 られるものである こと	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を削減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	コピー用紙などの消耗品の節約や節電に努めている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	適正な人員配置で管理運営が行われた。正規職員から2名、再任用職員から1名が常駐した。	A
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	職員自ら講座の講師を務めたり、セミナーや研修会などに参加したりし、相談技術やコーディネート技術の向上に努めていた。	A
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財政状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理者である「社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会」は安定的に事業を継続できる財政状況であり、管理運営が困難になる恐れはない。	A
その他効果的に 公の施設の設置 の目的を達成す ることのできる 団体であること		市と指定管理者が連携を取り合い、施設での運営を効果的に行われたか。	毎月開催される「代表者会議」に市担当課職員も参加し、指定管理者及び利用者や情報を共有した。また、指定管理者は利用状況や相談件数の報告書を市に毎月報告を行い、連絡を取り合う体制ができている。	A

5. 総合評価

総合評価	ボランティアセンターの設置目的である、市民の自主的な参加による自発的な活動の促進、市民福祉の向上について、指定管理者が指定管理料を効果的に配分しながら、自主事業を展開するなど、費用対効果に優れた管理運営を行うことができた。また、平成29年度から、登録ボランティアグループが行う講座やイベントなどを、ボランティアセンターホームページにて閲覧できるページを開設したことで、平成30年度においても利用者の増加に繋げることができた。
指定管理者に対する指示・指導事項	今後も市民活動の拡充、グループ間の交流、活動の支援、利用促進、「災害ボランティアセンター」としての機能の整備などについて、一段と積極的な取り組みが行われることを期待する。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	平成30年度は「災害ボランティアセンター」の運営に各種関係機関や団体等が連携できる仕組みを整備するために、ワーキンググループを立ち上げ、関係機関との協力体制の構築を進めることができた。また、Facebookを駆使してボランティア人材の発掘及び活動の周知を積極的に行うことができた。 今後も中間支援組織としての役割を果たし、さらなる団体の創出や活動の活性化につながる取り組みを期待している。
-------------------	---

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名 (例)Aホール、Bホール 等	施設稼働率(%)					
		平成30年度	平成29年度				
1	会議室1	59.2%	59.2%				
2	会議室2	48.2%	48.5%				
3	グループ活動室	55.0%	62.5%				
4	和室	61.1%	62.6%				
5	調理実習室	35.4%	36.2%				
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

※上記評価指標は、記載例です。不要項目は削除して提出してください。

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	済美地域ふれあい会館	評価主体	市民活動部 地域活動推進課 ※令和元年度は市民部地域づくり推進課が所管
指定管理者	済美地区自治連合会 (公募/非公募)	指定の期間	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者等の意見聴取
-------------	--------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料(円)	利用料金収入(円)	利用者数(人)	開館日数(日)	施設稼働率(%)	利用者満足度(%)
平成30年度	663,000	978,850	10,184	284	38.76	-
平成29年度	655,000	893,640	11,079	296	39.39	-
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】

適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必用性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必用性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。また、施設内にフリースペースを設けるなど、地域の交流拠点として工夫を凝らし管理運営している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	柳生地域ふれあい会館	評価主体	市民活動部 地域活動推進課 ※令和元年度は市民部地域づくり推進課が所管
指定管理者	丹生町自治会 (公募(非公募))	指定の期間	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者等の意見聴取
-------------	--------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料(円)	利用料金収入(円)	利用者数(人)	開館日数(日)	施設稼働率(%)	利用者満足度(%)
平成30年度	208,000	0	806	365	1.85	-
平成29年度	180,000	0	806	365	1.41	-
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項	自治会以外の方が利用する場合は、利用料金を徴収しているが、自治会員が利用する場合は減免。 平成30年度平成29年度は自治会員のみ利用のため、利用料金収入はなし。					

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】

適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必用性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必用性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性の認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	自治会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。また、経費縮減に努め、施設の維持管理を行うとともに、地域の交流拠点として適切に管理運営している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	とみの里地域ふれあい会館	評価主体	市民活動部 地域活動推進課 ※令和元年度は市民部地域づくり推進課が所管
指定管理者	東登美ヶ丘地区自治連合会 (公募/非公募)	指定の期間	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者等の意見聴取
-------------	--------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料(円)	利用料金収入(円)	利用者数(人)	開館日数(日)	施設稼働率(%)	利用者満足度(%)
平成30年度	1,120,000	3,338,450	73,372	300	85.61	-
平成29年度	1,120,000	3,420,680	69,044	300	85.21	-
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】

適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必用性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必用性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。また、地域の多くの団体が利用し、ふれあい文化祭を開催するなど、地域活性化に貢献し、地域の交流拠点として適切に管理運営している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	右京地域ふれあい会館	評価主体	市民活動部 地域活動推進課 ※令和元年度は市民部地域づくり推進課が所管
指定管理者	右京地区自治連合会 (公募/非公募)	指定の期間	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者等の意見聴取
-------------	--------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料(円)	利用料金収入(円)	利用者数(人)	開館日数(日)	施設稼働率(%)	利用者満足度(%)
平成30年度	213,000	256,120	9,871	365	39.69	-
平成29年度	205,000	216,100	11,549	365	35.25	-
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】

適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必用性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必用性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。また、施設管理に伴う人件費の削減に努め、地域の交流拠点として適切に運営管理を行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	帯解地域ふれあい会館	評価主体	市民活動部 地域活動推進課 ※令和元年度は市民部地域づくり推進課が所管
指定管理者	田中町自治会 (公募(非公募))	指定の期間	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者等の意見聴取
-------------	--------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料(円)	利用料金収入(円)	利用者数(人)	開館日数(日)	施設稼働率(%)	利用者満足度(%)
平成30年度	98,000	0	3,121	365	13.12	-
平成29年度	98,000	0	2,737	365	9.71	-
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項	地縁団体は利用料金は減免のため、平成30年度平成29年度は利用料金収入はなし。					

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】

適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必用性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必用性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	自治会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。また、ふれあいフェスタやふれあいサロンを開催し、地域でのふれあいの場を提供し、地域の交流拠点として適切に管理運営している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	朱雀地域ふれあい会館	評価主体	市民活動部 地域活動推進課 ※令和元年度は市民部地域づくり推進課が所管
指定管理者	朱雀地区自治連合会 (公募(非公募))	指定の期間	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者等の意見聴取
-------------	--------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料(円)	利用料金収入(円)	利用者数(人)	開館日数(日)	施設稼働率(%)	利用者満足度(%)
平成30年度	156,000	539,900	18,158	358	62.73	-
平成29年度	156,000	571,100	17,235	358	62.08	-
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】

適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必用性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必用性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。また、地域団体の利用が多く、夏祭り等のイベントも活発に催し、地域活性化に貢献するとともに、地域の交流拠点として工夫を凝らし運営管理を行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	東市地域ふれあい会館	評価主体	市民活動部 地域活動推進課 ※令和元年度は市民部地域づくり推進課が所管
指定管理者	東市地区自治連合会 (公募/非公募)	指定の期間	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者等の意見聴取
-------------	--------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料(円)	利用料金収入(円)	利用者数(人)	開館日数(日)	施設稼働率(%)	利用者満足度(%)
平成30年度	203,000	290,700	13,097	356	22.69	-
平成29年度	203,000	350,900	14,176	356	28.85	-
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】

適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必用性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必用性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。また、地域団体の多くの利用があり、地域の交流拠点として適切に運営管理を行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	左京地域ふれあい会館	評価主体	市民活動部 地域活動推進課 ※令和元年度は市民部地域づくり推進課が所管
指定管理者	左京地区自治連合会 (公募/非公募)	指定の期間	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者等の意見聴取
-------------	--------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料(円)	利用料金収入(円)	利用者数(人)	開館日数(日)	施設稼働率(%)	利用者満足度(%)
平成30年度	158,000	613,353	9,527	356	15.53	-
平成29年度	158,000	399,500	9,878	356	16.75	-
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】

適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必用性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必用性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。また、経費削減に努め、地域の交流拠点として適切に運営管理を行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	青和地域ふれあい会館	評価主体	市民活動部 地域活動推進課 ※令和元年度は市民部地域づくり推進課が所管
指定管理者	青和地区自治連合会 (公募/非公募)	指定の期間	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者等の意見聴取
-------------	--------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料(円)	利用料金収入(円)	利用者数(人)	開館日数(日)	施設稼働率(%)	利用者満足度(%)
平成30年度	155,000	339,810	6,931	355	14.63	-
平成29年度	158,000	331,232	8,317	355	16.73	-
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】

適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必用性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必用性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。また、施設管理にかかる人件費を削減し、維持管理コストの縮減に努め、地域の交流拠点として適切に運営管理を行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	佐保川地域ふれあい会館	評価主体	市民活動部 地域活動推進課 ※令和元年度は市民部地域づくり推進課が所管
指定管理者	佐保川地区自治連合会 (公募/非公募)	指定の期間	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者等の意見聴取
-------------	--------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料(円)	利用料金収入(円)	利用者数(人)	開館日数(日)	施設稼働率(%)	利用者満足度(%)
平成30年度	163,000	723,100	14,519	358	37.74	-
平成29年度	163,000	747,900	13,937	358	38.45	-
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】

適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必用性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必用性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。また、地域住民のふれあいの場となるイベント等を開催し、地域交流の拠点として適切に運営管理している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	辰市地域ふれあい会館	評価主体	市民活動部 地域活動推進課 ※令和元年度は市民部地域づくり推進課が所管
指定管理者	辰市地区自治連合会 (公募(非公募))	指定の期間	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者等の意見聴取
-------------	--------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料(円)	利用料金収入(円)	利用者数(人)	開館日数(日)	施設稼働率(%)	利用者満足度(%)
平成30年度	195,000	290,300	6,950	353	11.89	-
平成29年度	195,000	380,500	8,525	353	12.61	-
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】

適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必用性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必用性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。また、地域住民が気軽に施設を利用できるよう維持管理に努め、地域の交流拠点として適切に運営管理を行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	月瀬地域ふれあい会館	評価主体	市民活動部 地域活動推進課 ※令和元年度は市民部地域づくり推進課が所管
指定管理者	月瀬自治会 (公募(非公募))	指定の期間	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者等の意見聴取
-------------	--------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料(円)	利用料金収入(円)	利用者数(人)	開館日数(日)	施設稼働率(%)	利用者満足度(%)
平成30年度	93,000	6,240	622	365	0.98	-
平成29年度	70,000	250	273	365	0.40	-
変動の大きい指標の変動理由	平成30年度は、定期的な施設利用の利用回数が増加したことにより利用者数が増加した。					
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】

適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必用性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必用性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性の認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	自治会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。また、経費削減に努め、地域の交流拠点として適切に運営管理している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	西大寺北地域ふれあい会館	評価主体	市民活動部 地域活動推進課 ※令和元年度は市民部地域づくり推進課が所管
指定管理者	西大寺北地区自治連合会 (公募/非公募)	指定の期間	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者等の意見聴取
-------------	--------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料(円)	利用料金収入(円)	利用者数(人)	開館日数(日)	施設稼働率(%)	利用者満足度(%)
平成30年度	568,000	2,736,550	17,390	358	40.90	-
平成29年度	568,000	2,672,900	18,389	358	40.58	-
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】

適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必用性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必用性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。また、地域団体の多くの利用があり、地域の交流拠点として適切に運営管理を行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	佐保台地域ふれあい会館	評価主体	市民活動部 地域活動推進課 ※令和元年度は市民部地域づくり推進課が所管
指定管理者	佐保台地区自治連合会 (公募/非公募)	指定の期間	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者等の意見聴取
-------------	--------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料(円)	利用料金収入(円)	利用者数(人)	開館日数(日)	施設稼働率(%)	利用者満足度(%)
平成30年度	150,000	431,450	6,655	287	19.90	-
平成29年度	150,000	474,500	7,176	287	21.88	-
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】

適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必用性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必用性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。また、ふれあいサロンを開催するなど、地域の交流拠点として適切に運営管理を行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

施設名	都跡地域ふれあい会館	評価主体	市民活動部 地域活動推進課 ※令和元年度は市民部地域づくり推進課が所管
指定管理者	都跡地区自治連合会 (公募/非公募)	指定の期間	平成27年7月21日から 平成31年3月31日まで (3年9ヶ月)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者等の意見聴取
-------------	--------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料(円)	利用料金収入(円)	利用者数(人)	開館日数(日)	施設稼働率(%)	利用者満足度(%)
平成30年度	155,000	599,500	8,477	354	17.60	-
平成29年度	155,000	755,700	10,412	354	23.73	-
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】

適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必用性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必用性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。地域住民が気軽に施設を利用できるよう、イベントを企画し、地域交流の拠点として工夫を凝らし運営管理を行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--